

e4uフランチャイズグループ

～ マイナンバーセミナー ～

松本税務会計事務所

Matsumoto Tax Accountant Office



マイナンバー制度とは？

- ①住民票を有する全員に「1人1番号」「生涯不変」のマイナンバー（個人番号）を割り当てて、
- ②個人情報「キー」として、複数の機関が管理している個人情報が同一人の情報であることの確認を行えるようにするインフラ



マイナンバー（個人番号）

国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。

機能

- ① マイナンバー（個人番号）を「キー」とすることで、
- ② 各種の個人情報（氏名、住所、給与に関する情報、健康保険に関する情報、年金に関する情報、雇用保険に関する情報など）を紐づけし、
- ③ 各種の個人情報の管理と検索・抽出や集積がしやくなる。

マイナンバー制度が実現しようとしているもの

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



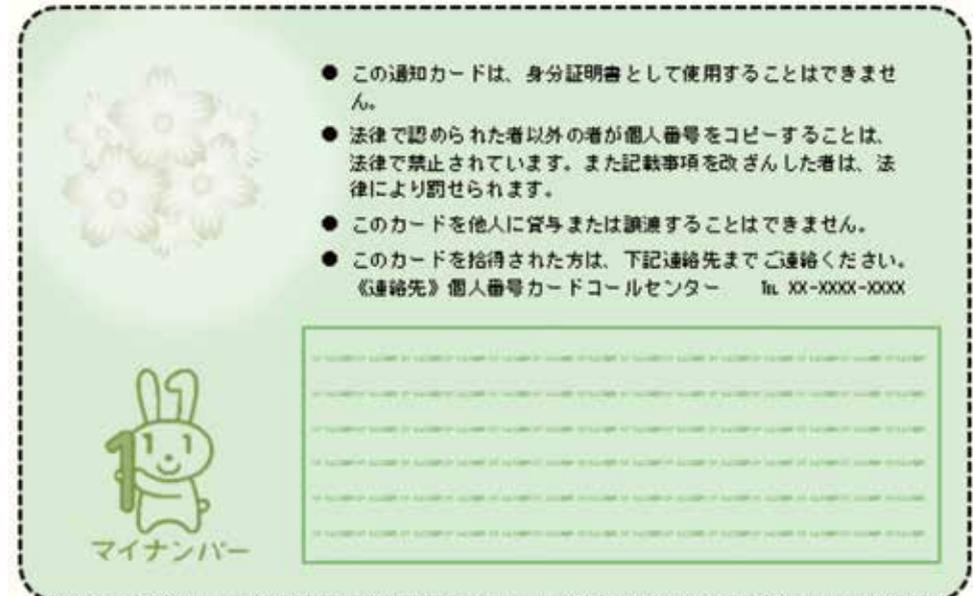
国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバーの通知

平成27年10月以降住民票の住所に、マイナンバーの「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」が郵送されます。

通知カード（※添付のカードは現在の案です。）



通知カードと個人番号カード

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面) ○顔写真を券面に記載 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任 ○手数料:無料(電子証明書含む) ○交付事務は法定受託事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ○発行日から10年 ※電子証明書(署名用)は3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで) ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ○なし
4 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

ロードマップ

2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
10月 番号の通知開始	1月 番号の利用開始 税務関係の申請書・届出書への番号の開始 雇用保険関係の届出書等への番号の記載開始	1月 マイナポータル運用開始 情報提供ネットワークシステム運用開始 税務関係の申告書・法定調書等への番号の記載開始 社会保険関係の届出書等への番号の記載開始 (健康保険・年金保険)	10月 施行後三年を目処に利用範囲拡大を検討

※2016年1月より前でも、個人番号関係事務の準備のため従業員などからあらかじめ個人番号を収集することはできる。

マイナンバーのポイント

- ① マイナンバーはデータマッチングの「キー」として機能する。
- ② マイナンバーは、原則**一生変更されない**
- ③ マイナンバーは「個人情報」。
- ④ マイナンバーは、他の個人情報とは異なり、マイナンバー法によって、その取扱いに関して**特例的な規制**が定められている。
- ⑤ マイナンバー法は、個人番号を扱う**全事業者に適用**される。

マイナンバーを規制する理由

なぜ 12 桁の数字の取扱を規制するのか？

①マイナンバーはデータマッチングの「キー」として機能する。= 各種の個人情報を紐づけし、検索・抽出や集積がしやすくなる。

→あらゆる個人情報と紐づけされ悪用されてしまうと。マイナンバーによって大量の個人情報が検索・集積され、プライバシー等個人の権利利益が侵害されてしまう危険

②マイナンバーは、原則として**一生変更されない。**

→多くの情報と紐づけられ、紐づけの解消も容易でない。

マイナンバーの規制

1) 利用範囲の限定

2) 取扱の原則禁止

3) 取得の際の規制

4) マイナンバーに関し安全管理措置を講ずる義務

利用範囲の限定

個人番号の主な利用範囲		⇒社会保障、税、災害対策分野等の事務で利用
社会 保障 分野	年金分野	<p>⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 <p>等</p>
	労働分野	<p>⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 <p>等</p>
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 <p>等</p>
	税分野	<p>⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</p>
災害対策分野	<p>⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</p>	

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

取扱の原則禁止

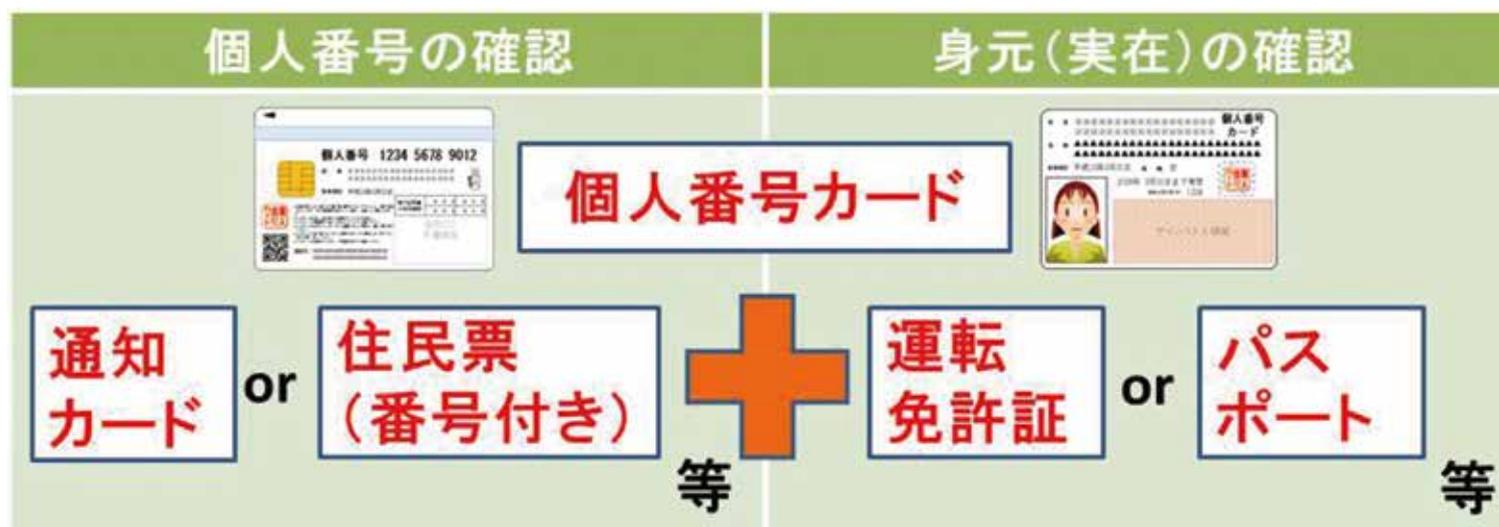
マイナンバーは、**法令が限定的に明記した場合に限り**、取扱（取得・利用・保存・提供）が認められる。



従業員の退職や従業員の扶養親族が亡くなるなどの諸事情により、従業員や扶養家族のマイナンバーを扱う事務を処理する必要がなくなった場合には、マイナンバーを速やかに**破棄または削除**しなければならない。

取得の際の規制

①従業員からマイナンバーの提供を受けるときに「本人確認の措置（マイナンバー確認 + 身元確認）」をとらなければならない。 ※本人と雇用関係にある場合の身元確認は省略できる。



②マイナンバーの取得にあたり「利用目的」の通知・公表・明示等が求められる。

安全管理措置を講ずる義務

マイナンバーの漏洩、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの「適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」

安全管理措置の例

- ◎マイナンバーの取扱（取得・利用・保存・提供・削除 / 廃棄）の担当者を明確にする。
- ◎マイナンバーの取扱についての責任者を定める。
- ◎マイナンバーの取扱状況のわかる記録を保存する。
- ◎マイナンバーの紛失・盗難・誤配やのぞき見などを防ぐ方策を講ずる。
- ◎処理する必要がなくなったマイナンバーは確実に削除・廃棄し、その記録を残す。

マイナンバー法の規制に違反した場合

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の委員等が、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

Matsumoto Tax Accountant Office